

造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について

平成24年9月25日付け24林国管第80号
林野庁長官より各森林管理局長あて

国有林野事業において、造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の運用について」（平成10年1月14日付け10-1林政課長通知）に基づき行っているところであるが、指名停止等の措置要件の明確化を図るため、今後は、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）及び「工事請負契約指名停止等措置要領の運用について」（平成6年5月30日付け6-3管理課長通知）を準用して行うこととする。この場合において、「工事」とあるのは「造林事業及び素材生産事業」と、「施工」とあるのは「実施」とそれぞれ読み替えるものとする。

なお、貴管下関係機関の長に対しては、貴職から通知されたい。